

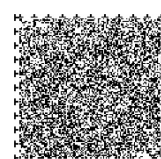
第4次

嬉野市 障がい者福祉計画 ＜概要版＞



うれしの特別支援学校小学部3年児童の作品
「ぼくとだいすきなどうぶつたち」

令和6年（2024年）3月
嬉野市



嬉野市障がい者福祉計画とは

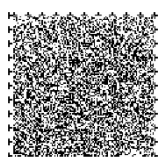
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。本計画は、国の「障害者基本計画」や「佐賀県障害者プラン」、また、嬉野市における上位計画である「嬉野市総合計画」との整合を図りつつ、「嬉野市地域福祉計画」や「嬉野市障がい福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
総合計画	第2次総合計画					次期計画						
障がい者福祉計画	第3次			第4次						次期計画		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期		第7期 第3期			第8期 第4期			第9期 第5期			



計画の基本理念

本計画では、地域住民が住み慣れた地域社会に参加でき、自分らしく自立した生活を営むことができるよう、お互いに支えあえる社会を築き、住民一人ひとりが、それぞれが持つ個性を理解し合い、認め合い、助け合い、共に生きられる福祉のまちづくりを目指します。

「第3次嬉野市障がい者福祉計画」では、計画の基本理念を「障がいのある人もない人も 誰もが暮らしやすいまち」としました。本計画では、上記の目指すところを鑑み、先の基本理念に地域共生社会の考えを反映させ、以下の通り掲げます。

基本理念

障がいのある人もない人も
共に暮らしやすいまち

施策の体系

基本理念の実現のため以下のような体系のもと計画を進めていきます。

障がいのある人もない人も 共に暮らしやすいまち

基本目標1 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち

- (1) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (2) 生活支援のための基盤づくり
- (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本目標2 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

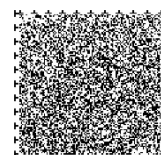
- (1) 雇用と就労の充実
- (2) 療育と教育の充実
- (3) 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実
- (4) 生活環境の整備

基本目標3 互いに助け合い、支えあえるまち

- (1) 共生社会の実現に向けた取組の推進
- (2) 安全・安心対策の推進

基本目標4 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち

- (1) 理解の促進と差別解消の推進
- (2) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり



計画の基本目標

基本目標1 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち

障がいのある人が自分にあった生活を送ることができるように、さらには障がいのある人の自立を支援するため、福祉や医療等のサービスの充実を図るとともに、医療的ケア等さまざまな支援が必要な人を支援できる体制づくりに取り組みます。また、サービスに関する情報を容易に得ることができる環境を整え、その利用についての相談ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。地域全体で障がいのある人をサポートするため、関係機関との連携を強化します。以下のような取組を推進していきます。

1 保健・医療・福祉サービスの充実

具体的取組

- ・ 早期発見・早期支援体制の充実
- ・ 相談体制の充実と支援機関の連携強化
- ・ 健康づくり支援体制の充実
- ・ 保健・医療・リハビリテーション提供体制の充実
- ・ 精神障がいに関する正しい理解の周知の推進
- ・ ひきこもり状態になっている人への支援の充実
- ・ 精神障がいのある人の退院促進と地域移行の推進
- ・ 難病患者などへの支援の充実
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等に対する支援の充実

等

2 生活支援のための基盤づくり

具体的取組

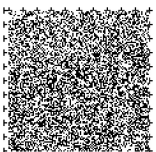
- ・ 生活を支援する情報提供の充実
- ・ 生活を支援する相談支援体制の充実
- ・ 身近なところで相談できる体制の推進
- ・ 自立に向けた相談支援体制の充実
- ・ 自立に向けた支援の推進
- ・ 家族（ケアラー等）への相談支援体制の充実
- ・ 地域移行支援の推進
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 複合的な課題への対応能力の向上

等

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

具体的取組

- ・ 意思疎通支援・意思決定支援の充実
- ・ 福祉ボランティア活動の支援
- ・ 多様な情報にアクセスするための支援
- ・ 障がいのある人に配慮した情報提供の推進
- ・ 市行政機関における意思疎通支援の推進



基本目標2 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

障がいのある人への差別・偏見を解消するためには、教育が非常に大切です。学校教育においては、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合うインクルーシブ教育を進めます。

障がいのある人が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、地域の事業所や各種団体と連携し、障がい者雇用の推奨や啓発を進めます。地域と協力しながら障がいのある人が地域活動等に容易に参加できるようにするなど、障がいのある人が主体的に社会参加できる環境を整えます。

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動に積極的に参加できるよう、手話通訳者等の情報保障、主催団体への支援、活動機会・活動場所の確保等について支援します。また、関係団体と協力しながら、障がいのある人の活動や障がいのある人と健常者等との交流の場が創られるよう環境を整備します。以下のような取組を推進していきます。

1

雇用と就労の充実

具体的取組

- ・ 市民への理解の促進
- ・ 事業者への啓発の充実
- ・ 就労支援の推進
- ・ 他機関との連携による相談体制の充実
- ・ 一般就労への移行・就労継続支援の充実
- ・ 市の障がい者雇用に対する取組の促進
- ・ 企業の障がい者雇用の促進
- ・ 福祉的就労の充実
- ・ 優先調達の推進

2

療育と教育の充実

具体的取組

- ・ 相談支援体制の充実
 - ・ 早期療育の推進
 - ・ 療育の場と発達支援の機会の充実
 - ・ 共に育つ場の充実
 - ・ 特別支援教育の充実
 - ・ インクルーシブ教育の推進
 - ・ 相互理解の充実
 - ・ 放課後等デイサービス事業の充実
 - ・ 切れ目ない相談支援体制の充実
- 等

3

地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

具体的取組

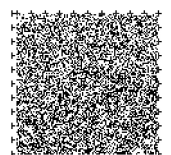
- ・ 障がいのある人と地域の相互交流の推進
- ・ 地域活動に参加しやすい環境の整備
- ・ 生涯学習・文化活動の推進
- ・ スポーツ活動の機会の充実
- ・ 障がいのある人やその家族の団体の支援
- ・ ボランティアの育成と活動の支援

4

生活環境の整備

具体的取組

- ・ 市行政機関の施設の合理的配慮の推進
- ・ 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ・ 交通マナーの向上
- ・ 公営住宅の整備・改修
- ・ 住宅のバリアフリー改修の促進
- ・ 民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進



基本目標3 互いに助け合い、支えあえるまち

地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携・協力し、障がいのある人を地域全体で見守り、地域住民が互いに支えあえるまちづくりを進めます。地域防災力の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時における避難援助機能の向上、避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。以下のような取組を推進していきます。

1 共生社会の実現に向けた取組の推進

具体的取組

- ・ 支え合いネットワークの構築・強化
- ・ 支え合いネットワークの周知の推進
- ・ 連携体制の構築

2 安全・安心対策の推進

具体的取組

- ・ 避難行動要支援者対策の充実
- ・ 災害時の通報・情報提供システムの強化
- ・ 防災意識の普及啓発
- ・ 福祉避難所の整備・環境の充実
- ・ 防犯意識の普及啓発
- ・ 安全運転の啓発
- ・ 福祉施設等の防災・防犯対策の促進

基本目標4 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち

すべての市民が共に理解し合い、支え合える共生社会を築くためには、それぞれの障がい特性及び障がいのある人に対する正しい理解と認識、そして合理的な配慮が必要です。障がいを理由とする差別を解消するための取組を進めるとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための取組を展開します。また、教育の場や地域社会などにおいて、障がいの特性について啓発し、社会のあらゆる局面におけるバリアフリーを推進します。以下のような取組を推進していきます。

1 理解の促進と差別解消の推進

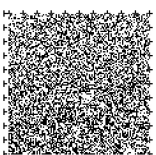
具体的取組

- ・ 障がいを理由とする差別解消の推進
- ・ 人権意識の高揚に関する取組の推進
- ・ 学校における福祉教育の推進
- ・ 障がい者差別解消のための啓発事業の実施・支援
- ・ ヘルプカードの普及促進
- ・ 発達障がいや精神障がい、内部障がい等に関する理解促進

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

具体的取組

- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 日常生活自立支援事業の周知
- ・ 虐待防止に向けた取組の推進
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 苦情や問題解決に向けた取組の充実



計画の推進のために

市内ならびに関係機関との連携強化

福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

国や県、近隣市町との連携強化

計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

さまざまな組織・団体との協働体制強化

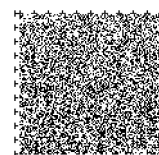
障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

進捗状況の管理

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。計画期間中に障がい者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。





うれしの特別支援学校中学部2年生徒の作品
「炎の決戦」

第4次嬉野市障がい者福祉計画 概要版

編集・発行：嬉野市役所 市民福祉部 福祉課
〒843-0392

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

TEL：0954-42-3306

FAX：0954-43-1157

